

平成25年度 第2回まちづくり推進審議会 議事録概要（要点筆記）

1、日 時：平成25年11月26日 15時00分～17時00分

2、場 所：基山町役場 3階 301会議室

3、出席委員：（順不同、敬称略）

小原 清信、原 三夫、中村 眞智子、古賀 徹、茂木 清三郎
大久保 由美子、鳥飼 善治、日暮 美圭、梁井 朱美

4、審議事項

(1)町民提案の受付及び回答の状況【資料 ①】

(2)重要な計画への参加【資料 ②-1, ②-2, ②-3】

(3)会議議事録への委員名記載について

(4)報告事項

①まちづくり計画について【資料 ③】

②協働化推進計画の公表について【資料 ④】

5、その他

・次回開催時間について

【あいさつ】

最初に、企画政策課長の挨拶。

次に、会長の挨拶。

【議事】

会長：議事に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：平成25年7月1日実施以降の町民提案について説明。

全件で14件、内訳は「交通安全施設・設備等に関する提案」が11件、ほか「専門アドバイザー登録制度」、「歴史民俗資料館の資料収蔵施設の建設並びに運営」、「歴史民俗資料館の新規建設」の3件について説明。

具体的な説明は、下記の3件を行う。

「専門アドバイザー登録制度」については、「専門性（知識・ノウハウ・技術力）をもった町民を活用し、効率的・高度な判断を行い、町民満足度の向上に繋げる」という内容の提案をいただき、回答は、専門知識を持った方を事前登録し、ボランティアや、必要に応じ臨時職員や嘱託職員という身分で雇用し、活用する制度の検討をするという回答となっています。

次に、「歴史民俗資料館の資料収蔵施設の建設並びに運営について」の提案の内容としましては、新しく建設される図書館に町民の誰もが見ることが出来るよう資料を一括管理し、資料展示できるようにすること。また、資料収蔵施設の運営について民間活動団体、町民が協働で参画できる仕組みをつくるという提案です。提案に対する回答は、資料の一括管理・資料展示については提案の受け入れが困難であるという回答で、新規に建設する図書館等の運営については、町民皆さんの協働による参画を進めるという回答です。回答が少し不十分でしたので、受け入れが困難という取扱理由について、担当課から補足の説明をいただきました。「中央公園に建設を予定している新しい基山町立図書館・資料館は、基本構想（案）の中で広さが1,100㎡、そのうち図書館スペースとして約1,000㎡、資料館スペースとして約100㎡、地上1階建ての建物1棟を整備する案となっています。提案書の中でもあったように、現在の歴史民俗資料館の資料庫が手狭であるため、相当量の資料が別々に保管されていますが、全ての資料を収蔵するためには約400㎡の面積が必要となり、資料の収蔵については、新しい図書館の中に設置するのではなく、図書館の竣工後に現在の図書館スペースを収蔵庫・作業スペースとして活用できないか検討されているとの事でした。

最後に「基山町歴史民俗資料館の新規建設」についての提案内容は、歴史資料の保管施設として、現在の図書館・資料館を再利用するにあたっては、湿度・防犯管理等が十分に考慮された施設へ改修すること、また、河川改修によって移転が必要になった場合は歴史民俗資料館の新規建設・管理者として常駐学芸員・職員の配置

をするという内容となっております。

以上駆け足で14件中、3件の町民提案の説明を終わります。

会長：確認ですが、回答をされている案件が対象となりますので、11、13、14は今日の対象ではないという事でよろしいですか。

事務局：一応、提案を受けた状況を説明させていただいております。

会長：そしたら、10番までとなりますか、どこまでですか？

事務局：回答をしている分までです。

会長：12番は審議対象となり、3件は報告を受け、次回という事です。

会長：何かご意見がありますか？

A委員：専門アドバイザー登録制度の案件は、非常に良い提案である。町の人件費等は非常に膨れ上がり、人材も集まらないし、業務も繁雑化しているので、専門的な知識を持った定年退職者等のノウハウを活かし、住民サービスを向上し対応する事は素晴らしい事だが、専門知識を持った方を雇用すると、臨時職員とか嘱託で対応するという事になっていく訳ですが、町職員の採用の見直しというのはどうですか？新規採用は年齢制限がありますが、この制度は、民間企業等を定年された方を雇うという事になれば、新規採用も職員も減らされ、年齢のバランスも悪くなると思われるが、職員採用の見直しも検討してあるのか？

課長：人事の件は、所管が総務課になりますが、そういう事も考えながら登録制度を検討する必要があると思います。登録制度は、リタイアされた方にお手伝いをしていただくという発想だと思いますが、専門的知識を持った方に今後任せていくのであれば、今後採用しない事になるでしょうし、職員の求められる資質も変わってきますので、総務課がどう考えているのか分かりませんが、委員さんが言われたような事も関連して考えていかなければいけないのかなと思います。

A委員：総務課の判断はどうなっているのか？

課長：課長は会議中ですが、具体的な中身は決まっていないという事ですので、委員さんの意見を総務課に伝えておきたいと思います。

会長：他にございませんか？

B委員：素晴らしい提案だと思っています。けやき台などには、税務署関係や国家公務員のOBが多数いると聞きますので、そういう方のノウハウをもっと基山町の活性化のために役立てられないかというのが趣旨ではないかと思っています。それを活用するにあたり、ボランティアか、臨時職員か、アドバイスをもらうのか、いろいろ活用する方法はあると思いますが、素晴らしい事じゃないかと思いますが、A委員さんが言われる新規採用とは、別問題かなと思います。今後、専門的知識を持った方をどう対応していくのか、別の所で考えたらどうかと思います。

会長：何かありますか？

F委員：私も、賛同するような制度じゃないかなと思います。ただ、審議会・ワークシ

ヨップ・意見交換会という町民参加があるわけですが、専門アドバイザー登録制度は、あくまでもボランティアなのか、この回答にあるように、必要に応じとありますが、どう区分けをしていくのか、この制度が町職員や臨時嘱託にまで発展するのであれば、審議会等が無駄にならないように、また、ダブったりしないように、十分に検討し判断をしていただければ、立派な制度になっていくのではないかなと思っています。

会長：何か、ありませんか。

C委員：皆さんと同意見です。アドバイザーという事では特に問題はないと思いますが、町職員で専門的な知識を持った方が少なくなるのは心配ですし、そういった時に、どうしていくのか出てくると思いますので、検討される中で、決定権とか権限とか、一応、アドバイザーという形だと思しますので、十分検討していただきたいと思います。

会長：議論を整理しないといけません、提案が良いか悪いかを議論する場ではありませんので、皆さんのご意見は、少しは触れていますけども、提案に対して町側が、どのようにボールを投げているか、条例の趣旨に合ったボールを投げ返しているか、というのが我々のチェックする事であります。その中で、公務員がどうあるべきか、という事も触れますので、その点のご指摘とか、ボールの受け止め方とか、発信をする必要があるという意見が出されたという風に解釈していますが、良い、悪いではなく、これに対する行政がどのように動いたか？という適宜を検証するというのが審議会の役目だと思っています。

D委員：せっかく、専門アドバイザー登録制度という良い意味での提案が出ていますが、それと同じように、歴史民俗資料館の資料収蔵施設の建設並びに運営についての提案がありますが、これは、専門性のアドバイザーを町の中に入れてらいいかがですかという提案で、すごく専門性のある内容で提案してありますが、片方は前向きな方向で回答してあるのに対して、こちらは、専門性の提案を入れてあるにも関わらず、簡単な回答なので、提案書に対する回答の丁寧さに違いが感じられ、民俗資料館については、面積の確保から、専門的な提案をたくさん書いてあるのに、現在の所、受け入れは困難と考えている。と簡単に回答してあるため、同じ方が13番で出しているのではないかと。そこで、どう回答するのか分かりませんが、提案をせっかく出してありますので、専門性を生かした回答が必要じゃないのかと思います。

【資料は送付いただくとき、資料1番2番とあるので、ホッチキスで止めてもらえると助かります。】

会長：資料がバラバラになるのでお願いします。

D委員：1番、2番と書いてあるので、提案書と回答を一緒にしていただくと、見やすくなるので、お忙しいとは思いますが、よろしくお願いします。

E委員：ページ数を入れてもらおうと助かります。

課長：資料の整理については、次回から対応させます。回答のバラつきは、反省すべきところだと思います。提案は専門的な事で提案されているのに、専門的な回答が出来るかどうかは別として、もう少し丁寧な回答があってもよかったですと思いますので、この件は、庁内会議の中で、審議会でも議論が出ましたという事で、今後、丁寧な回答をするように周知したいと思います。特に、OKの場合は問題ないと思いますが、出来ない事もありますので、出来ないという時は丁寧な回答が必要じゃないかと思っています。

会長：本日の議題の論点を、例に考えてみました。会長作成資料の【町民提案に対して消極的回答をした場合のプロセス評価】について説明。

今回の回答は、様々な要件が混合して、町外の私ではよくわからない部分があり、提案と回答の文面だけでしか判断しようがないので難しい。ただ、誰に対して分かり易く回答するのかというと、提案者だけではなくて町民一般です。提案者は、この説明で分かるかもしれませんが、今回の回答は、合格点は上げられない、条例に即した回答をやってほしいかなと思います。専門アドバイザー登録制度の方は、何処の部分でダメなのか、どう検討するのかを分かるようにするともっといい回答になるのではと思います。

D委員：回答がそっけないし、現在の図書館を利用するというのは矛盾している気がします。面積も狭く、老朽化等の問題があって移設するにもかかわらず、一時的だが、保管庫にするのは具体的な回答になって無いと思います。

会長：建築内容の面積等の説明を聞いて、提案を理解した部分があり、説明を聞いて初分かったというのであれば遅いですよ。最初に丁寧に回答しないといけないと思います。

D委員：回答期限も決まっているし、相手の方に早く回答するというのはよく分かりますが、それにしては、ちょっと。今から図書館が出来る状況なので、検討する素材はいっぱいあったと思います。回答で、今の図書館を保管庫にするとありましたね。

課長：提案書の下から2枚目の所にですかね。

D委員：専門アドバイザー登録制度の方は、専門性を、今後の町政に役立てていきたいと言いながら、民俗資料館の方は、これだけ詳しい事を書いて、専門性のアドバイザーとまったく変わりがないのに、それは出来ませんと回答してあり、回答に対してのバランスがおかしいのかなと思いますが。

課長：専門アドバイザー登録制度は、昔の苦情等といったレベルの話ですが、これは提案として捉えようとして、まさしく、アドバイスだと思いますので、そういう捉え方を担当課が行えばよかったのですが違っていたというのがあります。それから、専門的なアドバイスを頂いても行政として出来ない事もありますので、困難な時には困難だと回答すべきだと思います。出来ない、消極的な回答をする時は、やはり、もっと丁寧な回答が必要だったかなと思っています。

D委員：回答は難しいですね、そういう時に、専門性のアドバイザーを入れるとかどうですかね。

会長：回答の仕方のまずさ、適切さを検証するのが私達の役目で、それがなかったら私達は税金の無駄遣いと言われます。

A委員：検討委員会等で議論されるでしょうけど、町民の意見はどんどん言って下さいと言いながら、一部ではできませんと切り捨てるのが問題点で、100㎡しか検討してないのに町民の意見を募集しますといっても、意見を受け入れる余地が無い感じがします。建てるなら資料館もきちんと検討してやってもらいたい、私の考えです。

課長：河川改修は、きっかけではありますが、理由ではありません。図書館の用途も変わってきていますし、今のままでは狭いので建設しなければいけないという事で、議論を始め、中央公園がいいだろうと判断し、中央公園（約1ha）に建物を建てるとなると、都市計画法の制限で1,100㎡までは可能だということです。また、図書館建設の検討委員会で、歴史民俗資料館の事も出まして、約100㎡に歴史的なものを展示場にしたらどうだろうか？という意見等があり、検討委員会も行政も判断をしたわけです。今後、話の中で保管庫も建設する事になれば、図書館の面積を減らすとか、二階建てにするとか、建築面積を増やすのかという議論がされるのかなという気はしていますが、非常に経費負担を伴うものですから、議会の中でも費用的な議論もあるのかなという気はしております。ただ、最終的には、歴史民俗資料館につきましては、まだ何も決まっていません。提案者の2回目の提案の中にありますが、現在の図書館を資料の保存庫として利用する事は、私は可能かなと思います。それに、県の河川改修計画では、用地が引かかるようになっていきますので、その時は、移転しなくてはいけないので、その時にきれいなものを建設してもいいのかなと思います。それから、基肆城の整備計画を見直すようになっていきますので、そういう時に議論が出てくるのかなという気はしています。

B委員：すごく予算に係るような事をすぐに即答できるかという気がします。図書館の問題は、前町長の時からの懸案事項で、やっと動き出した状況なのに、提案があったので歴史民俗資料館を建設します、しませんの、レベルじゃないのではないかと、提案としてはありがたい事で、1回目の回答では、少しお粗末すぎるというのは改めるべき事だが、最終的な判断は、行政が行う事ですから、出来る、出来ないもすぐに回答できるものではないと思います。今後、提案を参考にして、いろんな事を検討していきますと、回答にならないかもしれませんが、そういう回答もあってもいいのではないかと、即答できるのはして、できないのは、これは参考にさせていただきますとか、そういうひとつの回答かなと思います。もうひとつ、アドバイザーの件ですが、回答の中で、来年に向けて雇用間に合うようにしますという事ですが、提案としてアドバイザーを登録するだけであって、すぐに、雇用とか臨時職員というのは、いかがなものかなと思います。天下りというか、専門的な知識も持った

方が臨時採用になれるとすると、臨時職員の数が増えて、第二の行政という事になりかねない気がしますので、あくまでも、アドバイザー・サポーターとして登録し、何かあったら提案して下さい、専門的な事を教えてくださいという事であるならいいんでしょうが、同じ人が1年間とか半年になれば、定期的に採用していくというのは、少し違うんじゃないかなという気がします。

会長：そのところは、人事というか、公務員の制度、構築も含めた、町側の十分な審議をする必要があるという事です。

課長：人事の担当ではありませんので、A委員さんが言われたように職員にまで影響する事は慎重な対応を取っていかなくてはいけないので、はい、いいですよという問題ではないと思いますので、総務課に伝えておきます。

F委員：基礎的な質問ですが、提案があって、回答書を文書でお答えしていると思いますが、回答書は提案された方に対して1枚のみで、文面で終わっている訳ですか。

事務局：はい、提案書について、この回答だけです。

F委員：この回答だけでは、あまりに乱暴すぎるし、歴史民俗資料館も含めた箱物の建設は当然の事ながら、建設までの過程もありますので、多数の意見交換会を踏んで決定している事だと思いますが、もう少し細かい内容で提案者が納得できる回答書を添付する必要があると思います。そうでないと、本人は良い提案と思って出したのに、この1枚の文面で終わったとい事になれば、次回の提案、将来的なものに繋がっていかないのではないかと思います。

C委員：先日の図書館に関する意見交換会では、こういった事は、紹介されたり検討されたりはされているのですか。

課長：話は、あってないと思います。図書館の検討経緯については図書館の建設等に関する検討委員会の中で議論していただいて、中央公園が良いという事に決定しましたが、その後、意見交換会を二度とパブリックコメントを行っています。最終的な事は、今後もワークショップを行うのか、意見交換会を行うか、分かりませんが、町民参加の方法を行いながら意見をくみ上げていくようになっています。ただ、図書館の検討委員会の中でも、歴史民俗資料館の事も出ていたとは思いますが、展示場という考え方でできていますので、今後、どこまで変更していくか分かりませんが、資料館を思っている方は、すこしでも割いてと思われるし、図書館を思っている方は、大きく立派に建てたいという思いがあるでしょうから、今後、住民さんと話し合いを進めながらになるのかという気がします。

C委員：情報の共有を行わないと、後から、こういう提案が出ていたよという事で、議論が無駄にならないように、単独で回答するんじゃなく、意見交換会などの中でも検討されたらどうかと思いました。

課長：その旨は、教育学習課に伝えさせていただきます。

E委員：提案書が、どこまで共有されているのか分からないんですけど、例えば、図書

館の提案が役場の中で、どの辺まで共有されているのかと思います。回答の仕方にバラつきがあるというか、認識の仕方に温度差があるんじゃないかなと思います。

課長：この提案書の場合は、企画政策課に提出されたのを教育学習課に合議し、教育学習課の方で協議して回答を作成し、最終的には企画政策課で回答を送付します。

E委員：回答の仕方、いろいろな意見が出ていますが、提案者に対して丁寧に返さなくてはいけないというのを認識してやっていると思いますが、認識の仕方に温度差があるんじゃないかなと思います。

課長：そういう認識のズレがあり、こういう回答になってと思いますので、先ほどから申しますとおり、回答の所管を持っていますので、庁舎内の会議の中で周知していきたいと考えます。

会長：だいたい議論ができましたが、今回は、8についての回答は、まずいというのが、この審議会で意見が多かったという事で、他になければ次に、お願いします。

【資料②説明「重要な計画への参加」】

【重要な計画への参加状況】

事務局：資料②－1の平成25年5月以降の重要な計画への参加状況についての説明。
パブリックコメントを実施している案件

- ・「第5次基山町総合計画策定方針（案）」、
- ・「新しい基山町立図書館・資料館」建設基本構想（案）」、
- ・「基山町使用料・手数料の算定の基本方針」

「総合計画策定方針（案）」については、意見等はありませんでした。なお、総合計画（案）の策定にあたり、町民参加の方法については、パブリックコメントを始め、町民ワークショップ、審議会等、意見交換会、アンケート調査を平成25年から平成26年度にかけて実施する予定となっております。

「新しい基山町立図書館・資料館」建設基本構想（案）」については、10件ほど意見を頂いているという事なので、今後、1か月以内に意見集約の後に公表される予定です。

「基山町使用料手数料の基本構想」については、今月の25日までパブリックコメントが実施されております。また、意見交換会も実施されております。

次に、意見交換会については、

- ・「役場別館の利用」
 - ・「町道白坂久保田2号線の道路改良計画」
- について、意見交換会を開催しております。

【基本方針の策定又は条例の制定と改廃】

事務局：資料②－2の表を説明。

課長：議論して頂くと思ったのは、どういう時に町民参加をしないといけないのかを具体的に明示してくれという事がありましたので、審議会で審議してもらった方が良いんじゃないかと思い、今回は、第23条の第2号について提案していますが、条文の解釈を、読ませていただきますと、「町政に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃」この時は、町民参加をしなくてはならないという条文になっています。ひとつは、町政に関する基本方針を定める時は、当然、町民の参加手続きをしなくてはならないとなっています。それと、又は、となっていて、町民に義務を課し、若しくは、町民の権利を制限するような条例を制定する場合は、当然、町民の意見を求めなくてはならないと、二つの事について、町民意見の参加を求めなければならない状況等を定めております。但し書きの中で、関係法令等の制定又は改廃に基づくもので、条例の制定又は改廃に政策的な判断を必要としない場合を除く。と書いておりますが、どういう事かと言いますと、上位法である地方税法が改正になった時は、基山町税条例も改正になるのですが、国民には周知がされているため対象外だという事を書いています。2号の、町の基本方針を定め、又は、町民に義務を課し、若しくは、町民の権利を制限するような条例とありますが、後ろの方は分かり易く、当然、町民の意見を聞かなくては分かりますが、前の方の、町政に関する基本方針を定める部分が、どこまでやるのかというのが、議論になりますので、議題に上げております。ひとつは、基山町使用料手数料の算定の基本方針というのがあります。これは、意見交換会をしております。これは、基山町のいろんな施設などの料金を定める時に、基本方針を定めようという事で、今回、意見交換会をしておりますが、こういう場合にも、しなきゃいけないのかと議論になっております。今回は開催しましたが、単純に、行政内部の考え方として、基本方針を作るのであれば、それは当然行政が判断する材料ですから、意見交換会というのは、必要なかったと思うんですが、今回は、行政内部というよりも、町民全体の問題としてとらえようという事で、意見交換会をしたと思います。みなさんの考えを一本統一しようという考え方だと思うんで、意見交換会は必要だという事だと思いますが、この辺の扱いが、基本方針の範囲をどこまででしょうか、非常に難しいところで議論になったところなので、この部分について審議会で議論していただくかと思ったところです。

会長：いかがでしょうか。

B委員：案として、最終的にはどちらが良いですかというのがあるんですか。

課長：町政に関する基本方針という時に、どこまですべきかという事です。行政側で基準を決める方法もありますが、条例改正をする時は、町民の意見を聞くのが当たり前です。もう一つは、施設の場合等は、建設費を含んだ料金設定は出来ませんので、維持管理費の部分を参考に利用料金を決めますが、基本方針で町民の意見を聞いているので、個別に体育館の料金を決める時に意見交換会をしなくてもよいのかとい

う問題です。その部分は、担当が説明しましたように、基本方針を定める範囲を議論していただきたいなと思ったところです。例えば、総合計画の策定方針は、基本方針ではありませんが、パブリックコメントを行いました。料金の決定などの、範囲をどこまでにするのかが議論になりましたので、審議会の委員さんに、意見を聞きたいなと思った所です。

D委員：使用料はどうやって決めるの、決まっている訳でしょう。

課長：基本方針は、意見交換をしていますので、そろそろ基本方針が出てくると思うんですが、例えば、基本方針さえ決まれば、個別の事は意見交換会しないのかという話は、また、色々意見があるところではないかと思っています。

A委員：手数料の場合は、町民の義務を課すんですから、手数料を払わないといけないでしょう、勝手に決められないでしょう、住民の意見を聞いて、行政側の手数料の金額を決めるのもいいでしょうけど、義務を課すわけですから、町民の権利を制限することを内容とするから、当然、町民参加をすべきでしょう。

課長：その辺の問題はありますが、基本方針を決める時は、具体的ではないので、町民さんも、身近ではありませんが、手数料を改正しますと実感が出てきますので、少し、町民さんの意見を聞かなくてはいけないかなと気はしています。今回は、基本方針を定める範囲がどこまでかという意見を聞かせていただきたいと思います。

F委員：このまちづくり基本条例が出来た時に、この文言が入っている訳ですので、基本方針というのが議題に出たのか分かりませんが、当然、何らかの話があったと思うし、課長が言われたように、総合計画の基本理念というものが、第四次計画の中にあるんですが、そしたら、今言われている具体的じゃなくて、人間関係作りとか、協働したまちの魅力づくりとか、協働のまちづくりを基本理念にしているという事は、この、まちづくり基本条例というものが基礎で、どっちが基礎分かりませんが、作った時に範囲が何処からどこの辺ですというのが無かったのか。

課長：意見が出た訳ではないです。具体的に、ここから、ここまで、という事は考えていません。今回、料金の基本方針を決める時に、審議会で議論してもらったらと意見が出ました。例えば、総合計画の基本理念というのがありまして、基本構想と言いますが、これは、総合計画を作成する場合は町民参加で行うようになっていますので、町民さんの意見を聞きますが、基本方針は、非常に難しいわけで、読んでいただくと「総合計画及び基本的事項を定める計画の策定または変更」と書いてあります。参考に資料②-2の地域福祉計画については、総合計画と同じように基本的事項を定める計画という考えの基、町民の意見を聞きながら作成しています。見ていただくと、介護保険事業計画とか食育計画、障害計画など、個別の計画について、この条例でいう重要な計画とは判断していません。これは、住民の意見を聞かないという事では無く、23条は、あらかじめ町民参加の手続きを定めておりますので義務になります。条例で定めているので、賠償責任を問われるという事です。だけ

ら、行政としては、重要な計画については町民参加をしないとイケない事になるんですが、個別の計画については、重要な計画ではないが町民参加はあると思います。

B委員：地域福祉計画の時は、町民参加の手続きを取ったという事で、町民参加もいろいろあると思いますが、このパブリックコメントというのも町民参加ですよ、意見交換会も町民参加、町民提案も町民参加ですが、地域福祉計画は、どういう町民参加を取られたのですか。

課長：ワークショップを数回かしていると思います。

B委員：そうですか、意見交換会も行っているんですかね。

課長：意見交換会は無かったと思いますが。

B委員：ワークショップとかパブリックコメントは、大勢の意見として結構いいのかなと思うんですが、意見交換会になると、利害関係のある人だけで議論して、料金算定とか、払う方は少ない方がいい訳で、減らせ減らせという意見になっていると思うんですよ、参加の方法があると思うんですが、基本方針になると、意見交換というよりワークショップとかパブリックコメント程度の位置付けで良いんじゃないのか、意見交換会は片寄った答えしか出てこない、関心のある事だけを言って、減らせ（下げろ）、減らせ（下げろ）で問題があるのかなと思います。

課長：重要な計画の参加の手法を、五つほどあげていますが、その5つの中から適時選ぶべきだと思っております。特に、利害関係者だけの意見を聞くと、非常に混乱しますので、例えば、専門的な知識を持った審議会が良いのかなと思っております。ただ、個人の方の意見も聞かなくてはイケないのかなと思っておりますので、できるだけ、意見交換会をして下さいとお願いしております。専門的な方は専門的な方で、審議は当然答申を出してもらっていいんですけど、個人の方の、自分はこう思っているんだという意見も意見交換会としては必要ではないかと思っております。そういう意見を受けて、審議会に諮ってもらって、最終的な答申を出してもらうとか、いろんな手法があるんじゃないかと思っております。

会長：基準も何もない状態なので、何時間かけても難しいと思います。

課長：基本的に事項を定める計画として、先ほど申しましたけど、地域福祉計画は、地域の福祉みたいな全体的の計画ですので、重要な計画として捉えるのは必要だと思っておりますけど、その下の個別の計画については、住民さんの意見を聞かないという事じゃないんですけど、条例に規定する重要な計画としては捉えないというのはどう思われるかお聞きしたいんですが。

D委員：予算が多くかかるとかですか。

課長：そういう事じゃありません。条例上の計画になれば、義務的計画になりますので、賠償責任の対象になったりしますので、本当に重要なものだけを上げて捉えていけないといけません。例えば、老人福祉計画というのは、老人の福祉に関する計画で範囲は少し広いですが、食育計画というのは狭い計画という面もあって、条例上の

義務的計画というのは地域福祉計画ぐらいですよという判断はしていきたいなどは思っています。

D委員：資料4の協働化推進計画もですか。

課長：これは、違います。協働化推進計画というのは、義務的計画じゃなくて、個別の計画と判断しています。

D委員：はい、そうですね。

課長：例えば、義務的計画じゃないので、町民さんの意見を聞かないという事ではありません。役場別館の利用についてですが、前の内山建設跡地に社会福祉関係が移る計画で、面積が広い為に、2階の一部分を町民の方に開放する計画ですが、これについては、この条例に該当する訳ではないが、住民の意見を聞かなくてはいけないという事で、意見交換会を行ったんですが、残念ながら出席者が少なかった経緯もあります。

D委員：どこまで、意見交換会等をするかという事ですか。

課長：そうですね、むしろ、先ほどの基本方針は難しいという事なので、事務局より、具体的なものを提示しないといけないと思うんですけど、1号の総合計画はいいんですけど、基本的事項を定める計画の範囲ですね。

D委員：これが、どこらへんか、羅列出来るものがあれば、いいんでしょうけど。

課長：個別になると相当あるので、例えば、転作計画などは、住民さんの意見を聞く事は無いと思います。

D委員：住民の方に指摘された場合が、困るといいますか。

課長：困るといっていいんですけど、条例上の計画とすると、町としても、賠償責任とかありますので、ある程度、範囲を絞っていきたくて思っております。

会長：総合計画の中の各個別の領域の計画になったら、その領域の各親が該当で、各個別の領域になったら、親になるのが、ここで言う、基本的な事項を定めた計画という事になりますかね。それで、その親関係でまた小さい計画からすると、そこまでのものを全部入れるのではなくて、親の計画が決まると、その計画も変わってきますよね、そういう細かい計画というのは、ここでさしているんだと、それは、対象となるんだと、個別の領域でですね。

課長：まだ、作成しておりませんが、環境基本計画があるんですが、環境基本計画があつて、基山町の環境をどう守っていくかという事になり、その下に、廃棄物の処理とか個々の計画が出来ますが、そういう基本的なものは当然、やっていかななくてはならないと思っております。

B委員：基本的な事項というのを重要視ということで、下の基本方針に惑わされると、なんとか基本方針というのが出てくると、基本的な事項については、意見交換会とか、町民参加という事で良いんじゃないですか。で、手法としては、課長が言われたように、意見交換会をした後に、審議会、それを委員に提案し、審議会プラス・

マイナスというか意見を聞いて決めて、審議するそういうプロセスですね、審議会をした後で、また、意見交換会をすると、せっかく決めたことを覆されるなら何のための審議会か分からないので注意してもらいたい。

課長：意見については集言をしないと、意見をまとめたのが、ばらばらになるという事もありますので、行政としても対応を慎重にやっていかなくてはいけないとは思っています。図書館については、典型的で、検討委員会の中である程度の方針が出されていたんですが、作り方のどうのこうのとかが、いわゆる、検討会の文書の作り方など意見が出て戸惑いがあったりしています。その辺は、B委員さんのおっしゃる通り、役場も少し勉強しないとイケないかなという気はしております。

会長：町政に関する2号の基本方針ですけども、この後の条例の方が、町民に義務を課し町民の権利を制限する条例となっているので、それ以外の条例がありますよね、地方自治法との関係で、こういう条例であるんですけど町民に直に義務を課さないとか、そういったのは基本方針と考えですか。基本方針の方で拾い上げるとか。

課長：基本方針は、条例とは別個に考えております。義務を課し権利を制限する条例については、義務的に町民計画をしないといけないとしておりますけど、その他の条例関係で、義務を課すものじゃないものについては、義務的な重要な計画には入れないで作っていく事になると思います。だからといって、町民さんの意見を聞かないという事ではないというのは、基山町の行政ではないと考えております。

F委員：23の(1)の総合計画及び基本的事項という、総合計画と基本的事項が、まず、総合計画の中に含む基本的事項なのか、それをちょっと確認したいのですが。

課長：総合計画と基本的事項を定める計画と二つ、立ち上がっていると考えてもらえば、総合計画で一つ、その他で、基本的事項を定める計画と考えていただければ結構です。

F委員：もうひとつは、(2)の町政という部分の考え方と、(1)の総合計画と基本的事項を定める計画とはどうリンクするのか？

課長：1号は、計画というものに手段を定めているもので、総合計画と基本的事項を定める計画という事に手段を置いている訳で、2号は、基本の方針というのがありますので、そういう中で、基本の方針に従って定める条例というのがありますので、その部分を定めていると思ってもらえばいいです。例えば、計画の中に、基本の方針が入っているのも当然ありますので、ダブル場合もあります。ただ、計画とは言わないけれども、先ほどの、使用料手数料の基本方針というのがありますので、これは、別に、条例化する訳ではありません。

F委員：総合計画は、町の大きな柱で、その中で基本計画が策定されて、それを基に進められていくのが町政かなと思っています。そうしますと、名前は別個ですが、総合計画の中の、基本計画が大枠で基本方針になるのではないかと思うんですが、基本計画は大きな言葉でしか出ていないので、審議会の中で範囲をといわれても、こ

これから、ここまで、とは言えないのではないのでしょうか。

課長：悩むところで、行政は総合計画に基づいて行っていますので、本当の基本的方針であり計画なので、10年間の計画を盛り込んでいます。ただ、総合計画を作る時には想定していませんでしたが、例えば、合併の問題は、当然、するという事になれば、基本方針なので町民さんの意見を聞きながら、手続きを行って決めるべきだとは思っています。

会長：条例の解説の手引きというのは作成してない。

課長：作成しておりますが、そのところまではないですかね。

会長：手引きがあるんですかね。

D委員：詳しく、あるんですかね。

会長：全体ですよ、この条項だけじゃなく。

課長：全体もあります。条例の解説です。

委員：貰っていますね。各委員さん、最初にいただいていると思います。まちづくり条例の解説はですね。

事務局：最初に説明した時に、配っていると思います。

D委員：基本方針を定め町民に義務を課し町民の権利を制限する事の内容とする条例とか改廃については、意見交換会が必要という事でしょう。だったら、私なんか内容は分かりません。どこまでが、どういうものを制定したり、改廃したりするときになるんだというのが、言われても分かりませんので、そこは、役場の方で判断していただいて、これは、義務を課すものだ判断されたら意見交換会をしたらいいかがでしょうか。

課長：義務を課すとか権利を制限するとかは当然、我々が分からないと、町民のみなさんも分からないわけですので、それはやっていくと思います。このところは、基本方針を定める時に、その基本方針をどういう所まで定めるのか、住民さんの参加を求めなければいけないかを、少し議論になったので、意見をお聞きしたいなと思ったしいでござります。

会長：これを、今日、一言で表現するというのは、なかなか難しいと思うんですが。

D委員：今、探してあるところですか。

会長：条例の手引きには、それは書いてないという事です。

D委員：じゃ、私達は何をもって、判断すれば。

会長：これは基本方針にもかかわらず、していませんよね。

課長：今回の、使用料・手数料の基本方針は、料金をいくらですよと決めたわけではありません。例えば、施設であれば、その維持管理費を基礎に計算しましょうとか、民間に同じような施設があれば負担割合の算出などの基本的な事を決めるための意見交換会でしたので、この基本方針に該当するか不明な点もありましたが、当然、意見交換会はすべきだという事になったわけです。

B委員：これは、義務を課しになるんですかね。

課長：これは、基本方針という事で、住民参加を求めたという事です。

B委員：実際、町民が負担を担う事に関しては、課長が言われたように判断材料があった方がいいと思いますが、重要なものは一度住民に聞かなくてはいけないが、内部的な基本方針は住民に聞かなくてもいいと思います。

課長：例えば、条例上の町民参加なのか、基山町の協働の範囲の中のレベルなのか、個々の境目をちょっとお伺いしたいなと思って、議題にしたんですが、こちらの議題がもう少し具体的に明示しないと難しいようですので、これについては、次回にでも範囲を示さしていただき、議題に上げさせていただきます。どういうものを連想されるのかを意見として聞いて方針を定めたいなと思っていました。ここまでは、基本方針じゃないか。という意見がありましたら、お願いしたいんですが。

A委員：それは、個別的、項目的に言わんと分かんいですね。

会長：この内容は、どれだけ話しても尽きない事じゃないかなと思います。

F委員：具体的に手数料とか出てくれば、基本から、判断できると思いますが、今はボヤッとしている部分で判断しにくい。

C委員：手数料の件は、話を聞いていますけど、近隣市町にそういう基本条例というのがあるそうなので、無かったので、基本条例を作成するのに意見交換会をするという事で、非常に良い事だと思いますので、行政の方で判断していただければいいと思います。

会長：各事業というのは、数えると幾つありますか、行政評価の単位で切ったら、何百事業ですかね。

課長：約700あります。

会長：約700ですか、条例を考えた時に、事業の方向付けを考えたものが基本方針じゃないかと抽象的に思います。何が基本方針かというのは、なかなか難しいと思います。基本方針がこうだから、補助金を出します。条例に基づかないで、要綱でやりますよ、とにかく、補助金を出すよというのも基本方針かもしれないし、先ほどの、使用料でも民業圧迫と言われようがそれは安くするというのも基本方針だろうし、どこまでが、基本方針かというのは難しいと思いますが、基本的には、いろんな事業の方向性を、影響を与えるものですかね。

課長：3号が一つの指標かなと思っています。町民に広く適用され町民生活で重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃としておりますが、その基本方針について、町民生活に重大な影響を及ぼすような基本方針は当然、町民参加を求めていかななくてはならないと思います。その辺が、基本方針を限定するときの指標かなと考えています

D委員：そうですね、重大な影響とあるから、でも、分かりませんよ。

課長：具体的な事は難しいという事ですから、内部でもう少し議論しまして、今後、提案させていただきたいと思います。

D委員：あまり範囲を出さない程度にまとめていただいたがいいと思いますけど。

会長：たくさんご意見いただきました。(2)が終わりました、(3)について説明をお願いします。これは、資料がないようです。

(3) 会議議事録への委員名記載について

事務局：前回の審議会において、会議録を実名で公開するのか、しないのかについて話していただきました。今回、町で実施する審議会等の議事録において、実名で公開しているかどうかを調査しましたので報告させていただきます。

審議会について、議事録は実名で作成しておりますが、公開はしていません。各委員会や協議会等については、議事録は要点筆記で作成しておりますが、公開はしていません。ただし、情報公開請求があれば公開します。また、教育委員会の定例会については審議内容については公表せず、審議結果のみを公表しております。

現在、まちづくり推進審議会の会議録については、公開にあたり、各委員さんに議事録を確認していただき公開しております。公開にあたり、審議会の要点筆記については、委員さんへ氏名入りのものを送付し、内容を確認していただき、その後公開するものには氏名欄を削除して公開を実施するようにしたいと思っております。

まちづくり推進審議会条例では、議事録の作成について触れております。また、「基山町審議会の会議の公開に関する規程」において、議事録等（会議の議事録又は議事概要）の写しを情報公開コーナーへ設置するように規定されております。また一方で、「まちづくり基本条例の施行規則第26条」において、会議全体の録音記録を保存する場合は、要点筆記での公表をしなければならないようになっております。審議会等の議事録等を公開するにあたり、要点筆記と議事録のどちらかを公開するにあたっては、関係する規則等の改正等が必要となるかもしれませんが、今回、要点筆記の公開か、議事録の公開かについて、ご意見を頂きたいと思っております。また、議事録署名についても公開の方法に応じて対応したいと考えております。

課長：前回、議事録について議論していただき、自由な発言を制限しないためにも、氏名は記載しない方がいいという事でしたが、庁内の審議会等を調べると、ほとんどが氏名を書いて議事録を作成しているという事でした。議会でも、やはり、審議会だから報酬も支払っているし、氏名を書かれたら、どうのというのはおかしいという事もあり議論しましたが、他の議事録は公表しているのではなくて、1階の情報公開室等で公開しているという事です。この審議会でも、議事録そのものには委員さんの名前も記載して公開したいと思っております。ただ、この審議会は、積極的に議事録をホームページでも公表していますので、この部分につきましては、要点筆記を掲載し、詳しい事は議事録を見てくださいという事で公表をさせていただきました。

いと思っております。委員さんが要点筆記の内容を確認していただく時は、どなたの意見か分かるように名前を残しますが、要点筆記なので誰が何を言ったかではないので、公表の時は、名前を削除し公表したいと提案させていただきます。

会長：いかがでしょうか。ホームページに記載するときには名前が無いという形で。

委員：はい、よろしいかと思えます。

E委員：要点筆記の時は名前が出ない。議事録公開の時は名前を記載ですか。

課長：まちづくり条例の規則を作った時に、基本的に録音記録がある場合は要点筆記でもいいですよという考え方でした。何故かと言うと、議事録を作るのが大変で、録音があれば要点筆記でも構わないという事でした。一般的な、懇談会とか意見交換会のレベルなら、いいでしょうが、審議会となれば、そうもいかないんじゃないかという意見もありましたので、前回の決定とは少し変わってくるかと思えますが、今後、そういう方向でやっていきたいと思っています。

D委員：資料を読んでいます、大変だと思います。時間が大事なようで、もったいなような気がして、いい方法がないでしょうかね。

課長：議会の議事録とか、審議会だけで、何千万という人件費が掛かっていると思えます。まちづくり審議会でも、相当時間を費やしています。

D委員：時間に拘束されるからですね、何かいい方法があると良いですね。

会長：他自治体の例を紹介

事務局：議論の中でも個人名が出ています。私も、情報公開条例を作った時に担当でしたが、情報公開は当然だという事が一般的になり、個人情報保護条例というのが出来ましたが、審議会の会議録についても気を付けなければいけないと思えます。

会長：はい、報告事項に行きましょうか。(4)のまちづくり計画に関する事項について【資料③】をお願いします。

【資料③説明「まちづくり計画に関する事項」】

事務局：報告事項について説明。

「基山町フットサル協会」より、まちづくり計画の提出。活動内容はHPに公開しています。団体は「青少年、児童たちの健全な育成と成長及び心身健全な発達とともに、豊かな人間性を目的とし、年齢・性別に関係なく、ジュニアから中高年、初心者や女性でも気軽に安心して楽しめるよう、フットサル競技の普及と生涯スポーツへの実現について」をメインテーマとし、計画を策定されております。

会長：何かありますか。なければ、次をお願いします。

【資料④説明「基山町協働化推進計画に関する事項」】

事務局：続いての報告事項。

基山町協働化推進計画は、町が毎年策定するものです。昨年度の計画との変更点についてご説明いたします。2ページの下段にある協働領域を示した図において「町民と行政のかかわりの度合い」について具体的な文章を追加しました。6ページに、町民提案制度の受付件数の状況を掲載しております。7ページは、重要な計画等への町民参加の説明に、どのような、町民参加が行われているかを紹介しました。8ページの地域担当職員の活用においては、第5次総合計画策定において、地域別懇談会を開催し、地域担当職員による各地区から見た現状や課題の把握を行い地区計画へ反映することを追加しました。9ページの協働化事業の一部として植栽管理等の事例を掲載し、14ページの計画を推進する主体と役割についての図を追加しております。変更点は以上です。

会長：質問ございますか。報告事項ですので、よろしいですか。

D委員：冒頭にも言いましたように、もう少し資料の整理をお願いします。

事務局：はい、分かりました。資料1、とか、追加資料には1-1やページを入れるようにしたいと思います。

D委員：お仕事大変でしょうけど、お願いします。

会長：はい、そうですね。

C委員：前々回の、2月の審議会で、移動販売車の件が継続審議となっていたと思いますが、何か進展し、すぐ、お答えできる事がありますか。来年の審議会の中でも報告するという文面があったと思いますが。

課長：報告させていただきます。買い物弱者対策については、関係者の方を集め情報交換会を行いました。現在、三栄さんが、経済産業省の補助を受け、車を購入し、買い物をされる方を送迎する事業を行っています。けやき台では、青空市を開催し、買い物弱者の対策になっています。住みよかたいという団体からは、何か協力できないかと申し出がありましたので、三栄さんに、意見が上がっていますが、どうですかという事を投げ掛けているのが状況です。これについては、生協さんの他にも、コンビニやスーパーでも行っていますので、町としては、地元産業もありますので、商工会に何かやらないといけないんじゃないかという事は言っております。

会長：他になれば、次回開催についてお願いします。

事務局：アンケートを取り、2月中旬を予定しています。

会長：無ければ、2時間という長い時間でしたが、お疲れ様でした。

各委員：どうも、お疲れ様でした。

以上この議事録が正確であることを証します。

平成26年2月27日

会 長 小原 清信



議事録署名人 中村 眞智子



議事録署名人 原 三夫

